

共同活動支援交付金に係る実施方針

1. 地域協議会の本対策の実施に関する基本的考え方

島根県では『島根県総合計画』を策定し、地域資源を活かした農林水産業の振興や経営安定の強化を図るとともに、人が自然と共生できる地域づくり、そして快適な農山村空間の整備を進める「自立的に発展できる快適で活力のある島根づくり」を基本政策に掲げている。

島根県農地・水・環境保全協議会（以下、「地域協議会」という。）では、この基本的な方針を踏まえ、食料の生産に欠かすことができない農地や農業用水等の資源を守るために、農業者だけでなく地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加する活動組織を新たにつくり、これまで行ってきた草刈り等の保全活動に加え、施設を長持ちさせるようなきめ細やかな手入れや、農村の自然や景観などを守る地域共同活動への取組を推進し、農村地域の振興を図るものとする。

2. 効果的な対策実施に関する事項

農地・水・農村環境の保全と質的向上は、食料を生産する基盤を守るとともに、農業・農村が有する安らぎや潤いなど多面的機能を維持保全し、次世代へつなげていくものであり、その恩恵は広く都市住民も含めた県民全体が享受するものである。

このため、地域協議会は、農業及び農村が食・環境等に果たしている役割について広く県民の合意形成に努めるとともに、社会共通資本としての農地・農業用水を守るという本対策の主旨に即し、施設の長寿命化を最重点施策と位置づけ、施設の補修など目に見える形で残る実践活動への取組を推進していく。

3. その他必要な事項

活動計画に基づく実践活動は、施設の長寿命化を図る機能診断や適切な修繕技術が求められたり、生態系保全などの専門知識等が必要となる場合もあることから、地域協議会は、専門的な技術研修会の開催や専門家による指導助言の場を提供するなど、必要な支援を行う。

さらに、本対策を適切に実施するに当たり広く県民の理解を得るため、地域協議会は実施手続きや実施状況等について、インターネットや広報誌などにより情報公開に努める。

また、県は本対策に取り組む活動組織の取組状況等の点検・評価を行う「第三者機関」を設置し、より効率的かつ適正な執行を確保するものとする。